

令和6年度
職業訓練指導員試験受験案内

大分県

この試験は、職業能力開発促進法の規定に基づき職業訓練指導員としての資格を取得するための試験であり、合格者には申請により職業訓練指導員免許証が交付されます。

(注 この試験は公共職業能力開発施設の職業訓練指導員採用試験ではありません)

特 典

- *免許取得者は、その職種について技能検定（1級・単一等級・2級・3級）を受検する場合、学科試験の全部が免除になります。
- *免許取得後1年の実務経験で1級の技能検定が受検できます。
- *労働安全衛生法に基づく資格を取得するとき、当該職種について試験（講習）の全部又は一部が免除されます。

1 実施職種

職業能力開発促進法施行規則別表11に掲げる職種（別表1のとおり）

※実技試験及び関連学科が免除される者（1級技能検定合格者等）に限ります。詳細は受験資格及び免除の範囲等（別表2）をご参照ください。

2 試験科目

学科試験のうち指導方法

（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業訓練関係法規）

3 試験日時及び試験会場

(1) 日 時：学科試験〔指導方法〕 令和6年11月28日(木)午前10時00分から

(2) 場 所：大分職業訓練センター〔大分市大字下宗方字古川1035-1〕

※集合時刻や試験時間等の詳細については、受付後に受験票をお送りする際にお知らせします。

4 受験資格及び試験の免除

受験資格及び試験の免除については別表2-（1）または別表2-（2）のとおりです。試験の免除について、ご自身に該当するものがないかご確認をお願いします。

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

※精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者は、試験に合格しても職業訓練指導員免許を受けることができません。

5 受験申請の手続

(1) 受験申請に必要な書類

ア. 受験申請書（産業人材政策課、各高等技術専門校に置いてあります。）

イ. 写真2枚（縦4cm×横3cmで申請前6ヶ月以内に撮影した上半身正面脱帽のもの）

ウ. 受験資格及び試験の免除資格を証明する書類

（合格証書、修了証書、卒業証書、実務経験証明書等）

(2) 申請方法

ア. 郵送・持参

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県商工観光労働部産業人材政策課

※郵送の場合は、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きし、必ず簡易書留郵便としてください。

イ. 電子申請

右のQRコードより大分県庁ホームページにアクセスし、申請を行って



ください。

(3) 受付期間

令和6年10月3日(木)から10月21日(月)16時30分まで

<郵送>10月21日(月)の消印のあるものまで受け付けます。

<持参>土・日曜日・祝日を除く9時00分から16時30分の間に受け付けます。

<電子申請>土・日曜日・祝日も申請することができます。

(4) 受験手数料

①手数料の額 学科試験 **3,100円**

②納付方法

ア. 郵送・持参 受験手数料相当額の**大分県収入証紙**を受験申請書の所定欄に貼り付けてください。

※大分県収入証紙の主な取扱窓口 (郵便局等で取り扱っている収入印紙ではありません。)

大分県職員消費生活協同組合の売店、各振興局、各土木事務所、交通安全協会各支部等

イ. 電子申請 申請時に、オンライン決済、指定金融機関・収納代理金融機関での現金納付(納入通知書払い)を選択してください。

なお、**受験申請書を受理した後は、いかなる理由があっても、受験手数料は返還しません。**

※試験の免除を受ける場合は、免除に関する手数料は不要です。(手数料を過大に納付することのないよう、ご自身が試験の免除を受けられるかどうか、再度ご確認をお願いします)

ただし、学科試験の全てを受験する場合でも、学科試験の一部を受験する場合でも、受験手数料は同額です。

(5) 受験票

受験申請書を受理した時は、後日受験票を送付します。

電子申請の場合は、申請システム上でデータにて交付しますので、試験当日は写真を貼り付けて持参してください。(写真は、電子申請時と同じものを貼り付けてください)

試験日の1週間前になっても受験票が到着しない場合には、お問い合わせください。

6 合格発表

令和6年12月16日(月)に大分県庁本館1階の県民ホールに掲示するとともに、大分県のホームページに掲載し、合格者のみに合格を通知します。

7 試験結果の簡易開示

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条第2項第1号の規定に基づき、試験の得点を口頭により開示します。開示を希望する場合は、自動車免許証等受験者本人と確認できるものと受験票等を持参してください。

(受験者本人に限ります。代理人は不可。)なお、電話による開示には応じられません。

開示場所：産業人材政策課

開示期間：令和6年12月16日(月)から令和7年1月16日(木)の間

(土・日曜日・祝日・年末年始を除く9時00分から16時30分)

8 注意事項

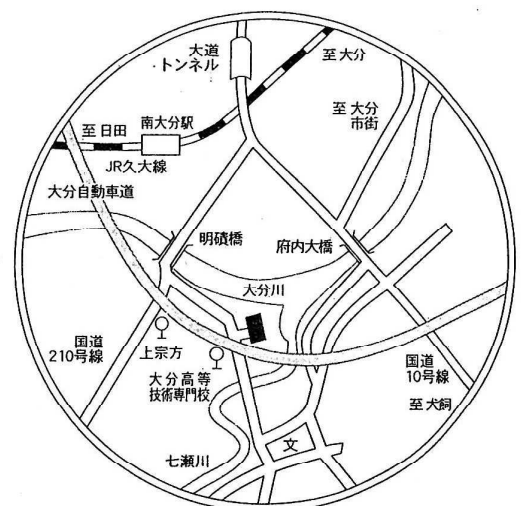
- (1) 受験当日は、受験票、筆記用具等を必ず持参してください。
- (2) 受験申請後に、住所・勤務先等の変更があった場合は、直ちに連絡してください。

【試験会場】

大分職業訓練センター

大分市大字下宗方字古川 1035-1

電話 097(542)3651



【試験会場までの公共交通機関】

○大分バス

明礮經由ふじが丘行
〃 田尻ニュータウン行 } → 大分高等技術専門校
下車（徒歩5分）

明礮經由 各方面行 → 上宗方下車
（徒歩15分）

※乗り場は、大分駅前、トキハ前等です。

【指導方法の試験参考図書】

『職業訓練における指導の理論と実際』

発行者 一般財団法人職業訓練教材研究会

※当課での販売はしていません。発行元または書店にてご購入ください。

○この試験に関する問い合わせ先○

大分県商工観光労働部産業人材政策課 職業能力開発班

大分市大手町3丁目1番1号（大分県庁本館7階） 電話 097-506-3330

別表 1

●職業訓練指導員免許職種一覧

	免許職種		免許職種		免許職種
1	園芸科	42	縫製科	83	住宅設備機器科
2	造園科	43	和裁科	84	さく井科
3	森林環境保全科	44	寝具科	85	土木科
4	鉄鋼科	45	帆布製品科	86	測量科
5	鋳造科	46	木型科	87	建築物設備管理科
6	鍛造科	47	木工科	88	ボイラー科
7	熱処理科	48	工業包装科	89	クレーン科
8	塑性加工科	49	紙器科	90	建設機械運転科
9	溶接科	50	製版・印刷科	91	港湾荷役科
10	構造物鉄工科	51	製本科	92	化学分析科
11	金属表面処理科	52	プラスチック製品科	93	公害検査科
12	機械科	53	レザー加工科	94	木材工芸科
13	電子科	54	ガラス科	95	竹工芸科
14	電気科	55	ほうろう製品科	96	漆器科
15	コンピュータ制御科	56	陶磁器科	97	貴金属・宝石科
16	発変電科	57	石材科	98	印章彫刻科
17	送配電科	58	麺科	99	塗装科
18	電気工事科	59	パン・菓子科	100	広告美術科
19	自動車製造科	60	食肉科	101	デザイン科
20	自動車整備科	61	水産物加工科	102	義肢装具科
21	自動車車体整備科	62	発酵科	103	電気通信科
22	航空機製造科	63	建築科	104	電話交換科
23	航空機整備科	64	枠組壁建築科	105	事務科
24	鉄道車両科	65	とび科	106	貿易事務科
25	造船科	66	建設科	107	流通ビジネス科
26	時計科	67	プレハブ建築科	108	写真科
27	光学ガラス科	68	屋根科	109	介護サービス科
28	光学機器科	69	スレート科	110	理容科
29	計測機器科	70	建築板金科	111	美容科
30	理化学機器科	71	防水科	112	ホテル・旅館・レストラン科
31	製材機械科	72	サッシ・ガラス施工科	113	観光ビジネス科
32	内燃機関科	73	畳科	114	日本料理科
33	建設機械科	74	インテリア科	115	中国料理科
34	農業機械科	75	床仕上げ科	116	西洋料理科
35	縫製機械科	76	表具科	117	臨床検査科
36	織布科	77	左官・タイル科	118	フラワー装飾科
37	織機調整科	78	築炉科	119	メカトロニクス科
38	染色科	79	ブロック建築科	120	情報処理科
39	ニット科	80	熱絶縁科	121	フォークリフト科
40	洋裁科	81	冷凍空調機器科	122	建築物衛生管理科
41	洋服科	82	配管科	123	福祉工学科

別表2-(1)

●受験資格及び免除の範囲

受 験 資 格 (主 な も の)		実務経験 年 数	実技	免除の範囲		
				学 科		指導 方法
				系基礎学科	専攻学科	
学 校 教 育	●大学卒業	1年以上		○	○	
	●短期大学卒業	2年以上				
	●高等専門学校卒業	2年以上		○	○	
	●職業課程の高等学校卒業	3年以上				
	普通課程の高等学校以上卒業	5年以上				
	中学校卒業(実務のみの経験者)	8年以上				
職 業 訓 練	長期課程の指導員訓練修了	1年以上				
	●応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了	—		○	○	
	●専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了	1年以上		○	○	
	●普通課程の普通職業訓練修了	2年以上				
	●専修訓練課程の普通職業訓練修了	3年以上				
	●短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了	3年以上				
指 定 す る 学 校 が	●専門課程(2年)の専修学校卒業	3年以上				
	●専門課程(3年)の専修学校卒業	2年以上				
	●高等課程若しくは一般課程(2年)の専修学校又は各種学校(2年)卒業	4年以上				
	●高等課程若しくは一般課程(3年)の専修学校又は各種学校(3年)卒業	3年以上				
免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験の合格者		—	○			
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者		—		○		
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の専攻学科に合格した者		—			○	
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者		—				○
職業能力開発促進法による技能検定1級又は単一等級合格者 (ただし「バルコニー施工」「電子回路接続」は免除されません)		—	○	○	○	
職業能力開発促進法による技能検定2級合格者		—	○			
他職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者		—		△		○

(注) ●は免許職種に関する学科を修めて卒業していること。
△は当該免許職種に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限り免除される。

別表 2 - (2)

●他の法令による受験資格及び免除の範囲(主なもの)

免許職種	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲			
			実技	学科		指導方法
				関連学科	専攻学科	
系基礎学科	専攻学科					
溶接科	労働安全衛生規則によるガス溶接作業主任者免許若しくはガス溶接技能講習の修了証を有する者又はボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許若しくは普通ボイラー溶接士免許を有する者	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○	
建設機械科	建設業法施行令による建設機械施工の技術検定の合格証明書を有する者	建設業法施行令による建設機械施工の1級の技術検定の合格証明書を有する者		○	○	
冷凍空調機器科	高圧ガス保安法による第1種冷凍機械責任者、第2種冷凍機械責任者又は第3種冷凍機械責任者の免状を有する者	高圧ガス保安法による第1種冷凍機械責任者の免状を有する者		○	○	
発電電科	電気事業法施行規則による第1種ボイラー・タービン主任技術者又は第2種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	電気事業法施行規則による第1種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者		○	○	
電気科	電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者若しくは第3種電気主任技術者の免状を有する者、昭和54年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者	電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者若しくは第3種電気主任技術者の免状を有する者、昭和54年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者		○	○	
送配電科	電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者の免状を有する者	電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者の免状を有する者		○	○	
電気工事科	電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者若しくは第3種電気主任技術者の免状を有する者、エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者、建設業法施行令による電気工事施工管理の技術検定の合格証明書を有する者又は電気工事士法による第1種電気工事士の免状を有する者	電気工事士法による第1種電気工事士の免状を有する者	電気工事のみ			
		電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者若しくは第3種電気主任技術者の免状を有する者又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者		○	○	
電子科	電波法による第1級陸上無線技術士若しくは第2級陸上無線技術士若しくは第1級アマチュア無線技術士若しくは第2級アマチュア無線技術士の免許を有する者又は昭和48年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	電波法による第1級陸上無線技術士の免許を有する者 昭和48年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	○	○	○	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは2級二輪自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは2級二輪自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは自動車車体整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士若しくは2級ジーゼル自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備(内燃機除く)	○	○	○(車枠及び車体整備法を除く)
		自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者		○	○	○
航空機製造科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者		○	○	
航空機整備科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者及び航空法による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験合格証を有する者 航空法による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○	

免許職種	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲			
			実技	学科		指導方法
				関連学科	専攻学科	
			系基礎学科	専攻学科		
建築科 枠組壁建築科 ブロック建築科 防水科 プレハブ建築科	建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を有する者	建築士法による1級建築士の免許を有する者		○	○	
熱絶縁科	エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者	エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者		○	○	
測量科	測量法による測量士又は測量士補の試験の合格証書を有する者	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○	
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士若しくは1級ボイラー技士の免許を有する者、電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○	
		エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者		○	○	
電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士、第2級総合無線通信士若しくは第3級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する者	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○	
和裁科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者	○			
情報処理科	情報処理の促進に関する法律施行規則によるシステムアーキテクト試験、ネットワークスペシャリスト試験、システム監査技術者試験若しくは応用情報技術者試験、平成28年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるシステムアーキテクト試験、ネットワークスペシャリスト試験、システム監査技術者試験若しくは応用情報技術者試験、平成21年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験、テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験、システム監査技術者試験若しくは応用情報技術者試験、平成19年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験、テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験、システム監査技術者試験若しくはソフトウェア開発技術者試験の合格証書を有する者等	情報処理の促進に関する法律施行規則によるシステムアーキテクト試験若しくはシステム監査技術者試験、平成28年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるシステムアーキテクト試験若しくはシステム監査技術者試験、平成21年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験若しくはシステム監査技術者試験、平成19年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験若しくはシステム監査技術者試験の合格証書を有する者等		○	○	
介護サービス科	児童福祉法による保育士登録証を有する者、保健師助産師看護師法による保健師、助産師、看護師若しくは准看護師の免許を有する者、教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者、理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者、社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証若しくは介護福祉士登録証を有する者、精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有する者又は就学前の子どものに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者	児童福祉法による保育士登録証を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定（※1）に該当するもの、保健師助産師看護師法による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者、同法による准看護師の免許を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有するもの若しくは同号の規定に該当するもの、理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であって、同号の規定に該当するもの、社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者であって、同号の規定に該当するもの、同法による介護福祉士登録証を有する者、精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有する者であって、同号の規定に該当するもの又は就学前の子どものに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ、同号の規定に該当するもの	○	○	○	

※1 介護等の業務に3年以上従事した者であって、いわゆる「介護福祉士実務者研修」を修了したもの

別表 2 - (3)

●免許職種と技能検定職種との対応表

免許職種	技能検定職種
園芸科	園芸装飾
造園科	造園
森林環境保全科	造園
鉄鋼科	金属溶解
鋳造科	金属溶解
	鋳造
	粉末冶金
	ダイカスト
鍛造科	鍛造
熱処理科	金属熱処理
	金属材料試験
機械科	機械加工
	放電加工
	金型製作
	仕上げ
	機械検査
	機械保全
	油圧装置調整
	テクニカルイラストレーション
	機械・プラント製図
	切削工具研削
塑性加工科	金属プレス加工
	工場板金
	建築板金
	鉄工
構造物鉄工科	鉄工
金属表面処理科	めつき
	アルミニウム陽極酸化処理
電子科	電子回路接続
	電子機器組立て
	半導体製品製造
	自動販売機調整
電気科	電気機器組立て
	自動販売機調整
	電気製図
自動車製造科	内燃機関組立て
鉄道車両科	鉄工 鉄道車両製造・整備
造船科	鉄工
時計科	時計修理
光学ガラス科	光学機器製造
光学機器科	光学機器製造
製材機械科	切削工具研削
内燃機関科	内燃機関組立て
建設機械科	建設機械整備
農業機械科	農業機械整備
縫製機械科	縫製機械整備
染色科	染色
ニット科	ニット製品製造
洋裁科	婦人子供服製造
洋服科	紳士服製造
縫製科	布はく縫製
和裁科	和裁
寝具科	寝具製作
帆布製品科	帆布製品製造
木工科	機械木工
	家具製作
	建具製作
工業包装科	工業包装
紙器科	紙器・段ボール箱製造
製版・印刷科	製版
	印刷

免許職種	技能検定職種
製本科	製本
プラスチック製品科	プラスチック成形
	強化プラスチック成形
陶磁器科	陶磁器製造
石材科	石材施工
麺科	製麺
パン・菓子科	パン製造
	菓子製造
食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
水産物加工科	水産練り製品製造
発酵科	みそ製造
	酒造
建築科	建築大工
	枠組壁建築
	バルコニー施工 サッシ施工
枠組壁建築科	建築大工
	枠組壁建築 バルコニー施工
とび科	とび
建設科	型枠施工
	鉄筋施工
	コンクリート圧送施工
屋根科	かわらぶき
建築板金科	建築板金
防水科	防水施工
サッシ・ガラス施工科	カーテンウオール施工
	ガラス施工 サッシ施工
畳科	畳製作
インテリア科	内装仕上げ施工
	表装
床仕上げ科	内装仕上げ施工
表具科	表装
左官・タイル科	左官 タイル張り
築炉科	築炉
ブロック建築科	ブロック建築
	エ-エルシーパネル施工
熱絶縁科	熱絶縁施工
冷凍空調機器科	冷凍空調和機器施工
配管科	配管
住宅設備機器科	配管
さく井科	さく井
	ウエルポイント施工
土木科	ウエルポイント施工
建築物設備管理科	ビル設備管理
化学分析科	化学分析
公害検査科	化学分析
貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
印章彫刻科	印章彫刻
塗装科	塗装
	塗料調色
広告美術科	広告美術仕上げ
義肢装具科	義肢・装具製作
写真科	写真
日本料理科	調理
中国料理科	調理
西洋料理科	調理
フラワー装飾科	フラワー装飾
メカトロニクス科	電気機器組立て
建築物衛生管理科	ビルクリーニング

※ 本表に記載の無い、名称変更又は廃止されている技能検定職種については、お問合せください。

大分県収入証紙 貼り付け欄 ※消印はしないこと ※試験の免除に該当するか再確認すること (免除に関する手数料は不要です)	(写真貼付欄) 申請前6ヵ月以内に 撮影した上半身、 脱帽、正面向の 縦4cm×横3cmの もの
学科 3,100円	

職業訓練指導員試験受験申請書

職業訓練指導員試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

〔 切手・収入印紙及び
他県の収入証紙は無効 〕

令和 年 月 日	受験免許職種名	科
大分県知事 殿		
ふりがな	生年月日	昭和 年 月 日生 (満 歳)
氏名		
〒		(電話番号)
現住所		
1. 精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当	する・しない	履 歴
2. 禁錮以上の刑に処せられたことの有無	有・無	技能検定 合格
3. 職業訓練指導員免許の取消しを受けたことの有無	有・無	検定職種
取消し都道府県知事名		1級・単一等級・2級
取消し年月日		年 月 日 第 号
取消し理由		最終学校名 専攻科目 まで記入
		年 月 日 (第 学年卒業・中退)
		訓練歴
		職業訓練校 (科)
		年 月 日 修了 (年制)
4. 試験の免除を受ける意思の有無とあるときはその理由	有・無	職 歴
		期 間
		在職期間
		事業所名
		業務内容
		年 月 から 年 月 まで
		年 月 から 年 月 まで
		年 月 から 年 月 まで
		年 月 から 年 月 まで
		免許職種に関する 実務経験年数の合計
		年 月

(記入上の注意)
1. この申請書は、青又は黒インキを用い、字体は楷書で、数字は算用数字で正確に記入してください。(記入事項に不正又は不備があるときは受験できません。)
2. 内の該当する欄すべて記入してください。

令和6年度 職業訓練指導員試験 受 験 票

受験番号	第 号	写真貼り付け欄 (縦4cm×横3cm) 受験申請書に貼った 写真と同じものを貼る
受験職種	科	
ふりがな		
氏名		
生年月日	昭和 平成 年 月 日生	

この印刷物は再生紙を使用しています。

試験場	学科	令和6年11月28日(木) 午前10時から
	場所	大分職業訓練センター (大分市大字下宗方字古川1035-1)
試験科目	学 科	
	指導方法	

注 意 事 項

- 試験当日は、この受験票と筆記用具等を持参してください。
- 試験当日は、試験開始10分前までに受付を済ませてください。
- 試験場では、係員の指示に従ってください。